

「業績評価の基準」

(別表)

業績評価は当該各項各号に掲げる評価項目により、各研究科及び各学院の教育研究の特性に配慮し総合的に評価する。
 なお、細目は各研究科及び各学院において別に定めることができるものとする。(評価項目は「推薦理由書」(様式 2)に対応している)(※「様式 2」は大学が作成する書類のため、学生は提出不要)

文部科学省令の業績種類 〔支援機構が定める評価基準〕	大学が定める評価項目	
	(1)大学院における教育研究活動等に関する業績	(2)専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
1学位論文その他の研究論文 〔学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること〕	①学位論文、研究論文が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合 ④論文を主とする研究成果が評価された結果として、日本学術振興会の特別研究員に採用されたこと、又はこれと同等な民間財団等が公募する競争的資金を獲得することにより、奨学金を辞退した場合
2特定の課題についての研究の成果 (大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条〔特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること〕)	①研究成果が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合
3著書、データベースその他の著作物 (前2号に掲げるものを除く。) 〔前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること〕	①著書、著作物が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等で紹介され高い評価を得た場合 ③広く公益性が認められる場合
4発明 〔特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること〕	①発見、発明、実用新案として優れ、推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学外機関において発見と認められた場合 ②発明・特許として高い評価と認められる場合 ③実用新案として高い公益性が認められる場合
5授業科目の成績 〔講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること〕	①特に優秀な成績を収めた場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	
6研究又は教育に係る補助業務の実績 〔リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること〕	①学内外での教育研究活動等の補助(リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等)に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められる場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①教育研究活動の補助業務により、学外での研究成果が高く評価された場合
7音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績 〔教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること〕		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
8スポーツの競技会における成績 〔教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること〕		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
9ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 〔教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること〕		①専攻分野に関連しボランティア活動等が社会的に高い評価を得た場合 ②専攻分野に関連し広く公益性が認められた場合